

改正

平成22年8月10日告示第68号

平成25年4月23日告示第54号

豊見城市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項の要保護児童（以下「要保護児童」という。）の早期発見及びその適切な保護又は同条第5項の要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、豊見城市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換及び支援内容の協議に関すること。
- (2) 要保護児童等の適切な保護又は支援に係る広報啓発活動に関すること。
- (3) その他要保護児童等の適切な保護又は支援の対策に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関又は関係団体の代表者又は職員、児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）によって構成する。

2 協議会は、関係機関等の代表者で構成する代表者会議、関係機関等の実務者で構成する実務者会議及び個別の要保護児童等と直接関わりを有している関係機関等の実務者で構成する個別ケース会議により組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長に福祉部長を、副会長に市民健康部健康推進課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議の活動状況の報告及びその評価に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定期的な情報交換及び個別ケース会議で課題となった事項に関すること。
- (2) 要保護児童等の適切な保護又は支援を推進するための広報啓発活動に関すること。
- (3) 協議会の年間活動計画の策定及び代表者会議への報告に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めること。

2 実務者会議は、児童虐待防止部会、問題行動等対策部会及び子育て支援部会で組織する。

3 実務者会議は、年間活動計画に基づきおおむね年4回開催するものとする。

(個別ケース会議)

第7条 個別ケース会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 要保護児童等の支援の経過報告及び支援に必要な情報の共有に関すること。
- (3) 要保護児童等の支援方針の確立及び役割分担の決定に関すること。
- (4) 事案の主担当機関の確認に関すること。
- (5) その他要保護児童等に対する具体的な支援に関すること。

2 個別ケース会議は、必要に応じ随時開催するものとする。

(関係機関等以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、実務者会議又は個別ケース会議に関係機関等以外の者に出席を求め、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 関係機関等は、法第25条の5の規定により、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として、福祉部児童家庭課を指定

する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年8月10日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年4月23日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部

学校教育部学校教育課

市民健康部健康推進課

沖縄県中央児童相談所

沖縄県南部福祉保健所

南部地区医師会

豊見城警察署

那覇地方法務局

那覇人権擁護委員協議会

那覇保護区保護司会

豊見城市民生員児童委員連合会

豊見城市社会福祉協議会

豊見城市法人立保育園園長会

会長が必要と認める関係機関又は関係者